

議案第86号

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「受けている」を「受けており、かつ、第2条各号に掲げるいずれかの目的のために当該住民基本台帳カードに係る利用登録を受けたことがある」に改める。

附 則

この条例は、平成31年12月28日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

住民基本台帳カードに係る利用登録を受けることができる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例 (抄)

(利用登録等)

第4条 省 略

2 住所地区長は、前項の規定による申請を行った者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、利用登録を行うものとする。

(1) 省 略

(2) 有効な住民基本台帳カードの交付を受けている
おり、かつ、第2条各号に掲げるいずれかの目
者

的のために当該住民基本台帳カードに係る利用登録を受けたことがある

(3) - (5) 省 略

3 - 4 省 略